

〔伊呂波字類抄〕國郡對馬島 本田六百二十町

〔運歩色葉集〕諸國之郡名對馬二郡(中略)田數五百五十九町

〔津島紀事〕一統體豐臣秀吉公諸國の石高を定め給ふに、壹岐までは石高を定られて、本州馬對の高は定められず、是に依て公義御代替の我が君に下されける御判物に、對馬國一圓とありて穀高をのせ給はず、今吾州の出來穂稻三千石、春て千五百石、麥二万三千七百石餘、精麥一万六千六百石都合一万八千一百石なり、武用辨略に、對馬の高五千石とし、廣益節用集に、對馬の高二万五千石とし、城主記に一万千八百石餘と記せるは、ともに聞傳の誤なり、本州の農業は、他國の如く精く詳ならずして、田作の仕かた疎末なりし故に、たゞ原野の地びくなる所、うるほひある所に稻を種へ、水を引て地をひたす所は、僅かに數所あり、古筑紫の稻二千石を以て、國司防禦の人々の糧米に宛行れき、○中略筑前の水田三十町を以て上縣下縣の兩郡司にあてらる、○中略又稻を種るの少きゆへなり、三代實錄に對馬島例格の大豆百石、租地子の穀百石を以て、銀山を堀るの宛行とせらるの事を載せらる、○中略租地子の穀は稻なり、續日本紀に、神護景雲元年丁未九月朔日、空に五色の雲あり、右大臣從二位吉備の朝臣眞備、對馬島の田三町一段、島五町二段、雜穀二万束を獻りて島の儲へとなすとあり、雜穀は粟、蕎麥をいふなり、元祿八年定る所、島木庭の秋、穀粟三千三百石、蕎麥八千三百石、大豆四千三百石、小豆八百石、都合一万七千七百石なり、續日本紀に云、天平十七年乙酉冬十月、諸國出舉の正税を論じ定め、國毎に數あり、たゞ多嶽對馬の兩島は并に其數に入らず、

〔和漢三才圖會〕八十對馬二郡 高二万五千石

〔吹塵錄〕人口及國高天保度御國高調略○中

對馬國皆私領 一無高